

令和2年4月17日

〒416-0931

静岡県富士市蓼原218-8

山川運輸株式会社

代表取締役 鈴木 裕 殿

首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号
博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



令和2年4月9日付け回答書に対する回答

貴社からの令和2年4月9日付け「回答書」（以下「回答書」といいます）に対し、以下の通り回答させていただきます。

1 開催場所、出席者について

まず、貴社から Web 会議方式での団体交渉開催をご提案頂いた件についてですが、この点、当組合と致しましても、新型コロナウイルス感染症による国内外の状況に鑑み、Web 上での団体交渉開催の検討を行っていたところです。

しかし、先日の団体交渉申込書にも記載させて頂きましたが、現在、貴社 [REDACTED] に対する不誠実な回答を打破すべく、貴社の退職者に対し、従前からの貴社における労働環境を調査すべく声を掛けており、その過程で貴社の退職者が当組合にぞくぞくと集結している状態です。

また、予告通り、当組合の団結権、団体行動権として、サイトで貴社とのやり取りを掲載したところ、マスコミ等からも多くの反響がきており、さらに、昨今の緊急事態宣言からの自宅待機によるインターネットの使用者増加により、当組合員のみならず非組合員である方々からの注目もかなり高い状況となっております。

そのため、先日、Web 上での団体交渉開催も検討している旨を、DM 等を通し会員に通知したところ、既に 100 名程度の当組合員から参加申し込みが殺到している状況です。この点、団体交渉においては、そもそも人数制限できる規定がなく、通常場所的制限等から人数を限定する必要がありますが、Web 会議システムを用いた団体交渉は、場所的制限を受けず、また、空間的な制限もありません。そのため、人数を制限する合理的な理由も根拠もないものと考えております。そして、事案の性質上、貴社の姿勢につき到底承服できないという労働者が多く、当組合員多数名が団体交渉権の行使として参加を表明しておりますのでその旨

ご了承下さい。

なお、貴社が回答書でご連絡下さった通り、信州大学事件・長野県労委平成24年8月31日命令も「団体交渉にあたり、誰を出席させるかは、労使間の合意がある場合は格別、そうでない限り労使それぞれが、合理的な範囲内で、交渉に必要と認める者を出席させることができる。」とされております。そのため、先日お伝えさせて頂きました通り、弁護士をはじめ、社会保険労務士や行政書士等、専門知識を有する人権派士業の有志が多数在籍する当組合員が多数団体交渉に参加させて頂くことは、より専門的な観点から問題を解決するという点において、相当の合理性が存在することから、当組合では現状として、Web上による団体交渉の場合、当組合員に対し、参加人数を制限することは検討しておりません。また、同様の理由により、参加人数を制限したいとする貴社の提案に合意する意向はありません。なお、当組合は団体交渉により組合員の権利を早期に保護することを目的としておりますので、貴社が懸念される大衆団交に陥ることはございません。貴社は「不特定多数が参加するいわゆる大衆団交」と記載されますが、大衆団交とは不特定多数が『参加』することを指すものではなく、多数参加者により交渉担当者の統制を受けずに交渉に参加するものを指すのが一般的かと存じます（水町勇一郎（2019年）「詳解 労働法」1056頁、東京大学出版等）。また、組合員が多数参加するものでも、その発言が交渉担当者の統制下で発言するものである場合には大衆団交とは言えず、使用者による団交拒否が不当労働行為にあたるとする国・中央委（函館厚生院）事件（東京地判平成20年3月26日判969号77頁）もございませぬ。そのため、仮に貴社が組合員の参加者が多数人に及ぶことを以て大衆団交であり応諾義務がないとご主張である場合、違法な団交拒否であり不当労働行為にあたると思えざるを得ませぬのでご承知おきください。

一方で、従来通り、対面による団体交渉の場合は、コロナウイルス拡散防止の観点から、少人数での実施が望ましく、また施設上の人数制限もございませぬので、当組合からの参加者の制限も検討しております。

そのため、少人数での団体交渉をご希望の場合は、防疫対策を徹底の上、双方少人数にて当組合オフィス内（先日当組合からお送りさせて頂きました団体交渉申入書では、当組合が貸し会議室を手配させて頂く旨記載させて頂きましたが、上述致しましたコロナウイルスの影響により、貸し会議室等の手配も難しく、かつ、社会的な防疫要求の観点からも望ましくないことから、対面の場合、当組合内での開催となることはご了承下さい）での団体交渉開催をご検討頂ければ幸いです。

当組合と致しましては、少人数での団体交渉を希望される場合、迅速かつ的確に、重要論点のみを重点的に話し合い、交渉についてスピード感を持って進めることが期待できると考えておりますので、貴社の弁護士同席のもと、是非当組合に起こし頂きたいと考えております。ただし、弁護士のみでの団体交渉となる場合、妥結権限のない交渉担当しか出席させない、誠実交渉義務に違反する行為と考えざるを得ませぬので、その点も踏まえ、貴社にて顧問弁護士の方とご相談の上、ご返答下さいますよう、お願い致します。

最後に、貴社より、出席者につき当事者含め5名以内との回答を得ておりますが、出席者が5名以上であることをもって団体交渉を行わない若しくは拒否することは、不当労働行為に該当致しますことを付言させていただきます。

2 議題について

前述の通り、現在、当組合には、貴社の退職者が多数集まっております。その方達も、今回 [REDACTED] に対する会社の仕打ちに憤っており、貴社に対し、労働者を尊重し、誠実な対応を約束してもらいたい旨の要望もありましたことから、「その他」とさせていただきます。

しかし、議題を具体的に特定したいとの貴社の希望を受け、今回は、[REDACTED] の未払賃金及び未払賞与の支払について」のみとさせて頂くことといたします。万一今回の団体交渉における貴社の態度に納得出来ず、他の退職者の方々が自らの在職時の賃金につき、主張することが希望された場合は、別途改めて団体交渉の申入を行わせて頂きます。

3 日時、録音等及び議事録について

原則として、貴社からのご提案通りで問題ございません。ただし、団体交渉の雰囲気を担当組合員に伝えるため、録画及び写真撮影につきましては、個人が特定出来ない形で行わせて頂く場合がございますことご了承下さい。また、日時のご提案につきましては、相当程度の猶予を持ってご通知下さいましょう、お願い致します。

最後に、当該書面に対する回答については、令和2年4月24日（金）までに、当組合メールアドレス（[REDACTED]）に書面データのPDFファイルを添付する方法又は書面にてご連絡下さい。

以上